

当会と大阪府・大阪市（IR 推進局）カジノ宣伝に関する団体協議資料

当会 3/25 提出「IR カジノ宣伝施策についての質問と要請書」の冒頭部分

▶IR 折り込み広告「大阪の成長へ向けての始動—OSAKA IR」への批判
P 1 ～4

▶当会質問内容と 5/12 大阪府・市からの回答 P 4 ～ 1 0

▶5/12 回答を受けての当会からの批判、疑義 P 1 0 ～ 1 2

◆ ポスター、パンフレット、新聞折込みチラシ P 1 3 ～ 1 4

3/25 に提出した「IR についての府民に向けての宣伝施策についての質問と要請書」

今年（2026 年）2 月以降、大阪メトロの駅等に大阪 IR の宣伝ポスターが貼られ、デジタル広告も掲示されています。また、「大阪の成長に向けて始動 統合型リゾート OSAKA IR」の標題で新聞に折り込みチラシが入れられました。また、これより以前から「大阪 IR」の特設サイトが開設されています。このような IR カジノの宣伝について質問と要請をおこないます。

・なお、冒頭に 2 月上旬の IR 折り込み広告「大阪の成長へ向けて始動—OSAKA IR」への批判を記していますので、お読みになった上で質問と要請に答えてください。

IR 折り込み広告「大阪の成長へ向けての始動—OSAKA IR」への批判

1, IR カジノは大阪経済の成長や暮らしの充実につながっているか？

大阪 IR は、カジノ会社が運営する収益・入場者ともに 8 割をカジノに依存する計画の民間施設であるのに、それを大阪府と大阪市が税金を使って宣伝することはあってはならない。チラシでは、大阪 IR を「世界最高水準の成長型 IR」と宣伝するとともに、「6 カジノ施設 適切な国の監視及び管理の下で公正・廉潔なカジノ事業を運営」として、カジノは、IR のほんの一部で、カジノの負の影響は最小化できると嘘の宣伝をしている。

カジノの収益見込額（大阪府・市合計）毎年約 1060 億円の内訳は、入場料約 320 億円、納付金約 740 億円であり、入場料は日本人だけが一人 6000 円で、そのうち大阪府・市に 3000 円が納入されることから、日本人のカジノ入場者の計画数は年間のべ約 1070 万人とわかる。日本人のカジノ入場者が年間のべ約 1070 万人と計画されていることを公表すべきであるが、なぜ公表しないのか。

大阪府・市への納付金年間約 740 億である。カジノの粗利益の 15%が大阪府・市への納付金と定められていることから、カジノの粗利益は年間約 4900 億円と分かる。大阪府・市の IR 推進局は、カジノの収益約 4200 億円との差約 700 億円が販売促進費（＝カジノのための餌代）と認めているが、この巨額の販売促進費について、何らかの規制が必要である。

またカジノ事業者に対し、国庫納付金（カジノ行為粗利益 GGR の 15%）、認定都道府県等納付金（GGR の 15%）の納付が義務付けられており（IR 整備法 192 条、193 条）、この納付金が公益性の財源と考えられている。

しかしこの GGR の 30%というのは、妥当な水準なのだろうか？諸外国のカジノの納付金の GGR に占める負担率を概観し日本と比較してみる。米国ネバダ州/20.4%、シンガポール/30.1%、マカオ/40.3%、オーストラリアビクトリア州/57.2% となっている（IR 推進会議取りまとめ 2017）。米国ネバダ州のみが 20.4%と日本より負担率が低くなっているが、他の国・地域の負担率は日本より高く、オーストラリアビクトリア州では 60%近い。「公益」を謳うなら「私益」をはるかに上回る負担率であるはずである。GGR の 70%を「私益」とするものは「公益性」を僭称することはできないはずである。

2, ギャンブル依存症対策

射幸性の程度の抑制はできているのか？

IR 整備法第二条（定義）7 項において「カジノ行為」は「カジノ事業者と顧客との間又は顧客相互間で、同一の施設において、その場所に設置された機器又は用具を用いて、偶然の事情により金銭の得喪を争う行為」と定義されている。偶然の利益を追い求める射幸心の拡張を防ぎ、ひいては依存症防止のための規制は重要であるが、そのタテマエと実態は乖離している。

① カジノ施設の規模

IR 整備法 41 条 1 項 7 号では、「専らカジノ行為の用に供される床面積の合計が IR 観光施設の床面積の合

計の3%を超えない」とされた。当初は上限の具体的数値(15,000 m²)が上がっていたが、いつの間にか削除された。このため IR 観光施設全体の床面積を大きくすればカジノ施設の床面積も大きくすることが出来る。

② 広告の規制

IR 整備法 106 条 1 項においては、虚偽又は誇大広告に対する規制が定められている。また IR 区域外の地域での広告物による広告も禁止されている(同条 2 項)。しかしテレビ、インターネットにおける広告については現時点では規制が無い。また IR 区域内であれば看板、貼紙、ビラ配布等によるカジノの広告を行うことが出来る(山崎 2021:14)。大阪府市は家族連れでの IR 入場を奨励しているので、IR に入場した子ども達が、カジノの広告を目にすることになる。

③入場等制限

* 20 歳未満の者、暴力団関係者、入場料を納付しない者は、カジノ施設に入場することが出来ない(IR 整備法 69 条)。しかし暴力団員、あるいは暴力団員でなくなった日から起算して 5 年以内の者を実際にどのようにして認識し排除するのか。

* 入場料による制限

日本人等の入場者に対しては、安易な入場の抑止を図りつつ「過剰な負担とならない」金額として、6,000 円/回(24 時間単位)を課することになっている(IR 整備法 176 条、177 条)。しかし 6,000 円といえば、2~3 日アルバイトをすれば稼げる金額である。安易な入場抑制に機能するとは考えられない。ちなみにシンガポールでは入場課徴金は 150 シンガポールドル(3/13 現在の為替レートで約 18,668 円)である。

* 入場回数制限

日本人等の入場回数を連続する 7 日間で 3 回、連続する 28 日間で 10 日間に制限することになっている(IR 整備法 69 条 4 号、5 号および 173 条)。しかし 1 回の入場は 24 時間単位であり、例えば日曜日の午後 2 時に入場すれば、月曜日の午後 2 時まで滞在可能である。法の文言は 7 日で 3 回であるが実質は 7 日のうち 6 日は滞在可能であり、1 週間のほとんどをカジノで過ごすことが出来る。同様のことは 28 日で 10 日間についても言えることになり、28 日のうち 20 日間の滞在可能となる。これではギャンブル依存症状態と言っても過言ではない。

* マイナンバーカードによる本人確認

日本人等に対してカジノへの入退場時にマイナンバーカードを利用した本人確認を行うこととしている(IR 整備法 70 条)。後述するが、カジノ事業者は、国内に住居を有しない外国人、またはカジノ管理委員会で定める金額以上の金銭を当該カジノ事業者の管理する口座に預け入れることが出来る者に対して資金を貸し付けることが出来る。マイナンバーカードは金融機関に紐づけられているので、本人が承認すればカジノ事業者は本人の金融資産を確認でき、その範囲内委で資金の貸し付け枠を設定することもできる。本人確認のために使用されるマイナンバーカードがギャンブル依存症への隠された誘因となる。

予防啓発と「大阪依存症センター」の実情

* 大阪府立高校におけるギャンブル等依存症予防啓発授業は、文科相の学習指導要領に基づき、保健体育の授業の中で「精神疾患」という大項目の中の中項目「依存症」そのまた小項目として「ギャンブル依存」が表面的に扱われているのに過ぎない。

* 大阪府市は依存症対策の「トップランナー」を目指すと宣言し、「相談・医療・回復のワンストップ支援を享受できる機能を整備」(第 2 期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画)した「大阪依存症対策センター(仮称)」を目玉商品としてきた。しかしここにきて計画の遅れが目立っている。人員規模も決まっておらず、場所も床面積も未定。開設の時期も「IR 開業までに」と大雑把である。

それよりも、「府によると、現時点ではセンターに治療や入院機能は持たせない見込みで、既存の医療機関

との連携が鍵になる」(朝日新聞記事)ということである。充実したワンストップ機能を持つセンターができるから、カジノを開設しても大丈夫！」と宣伝していたのではなかったのか？

ギャンブル依存症治療の現状について「医療現場では、ギャンブル障害の診療を担う医療機関は限られており、必要な人に医療が提供できていない」(松下 2018)と述べられている。そのような中、「大阪依存症センター」は実現可能なのか？

3, 治安・地域風俗環境対策

特定金融業務

カジノ事業者は、特定金融業務として、特定資金移動業務、特定資金受け入れ業務、特定資金貸付業務、両替業務を行う。

＊特定資金移動業務とは、銀行等の金融機関を介し、カジノ事業者が管理する当該顧客の口座と当該顧客が指定する預貯金口座との間で当該顧客の金銭の移動に係る為替取引を行う業務として定義される (IR 整備法第2条第8項)。具体的に言えば、現金を持ち運ぶ手間やリスクの軽減のため、顧客の預貯金口座から事前に賭け金をカジノ事業者が管理する顧客の口座に送金、ギャンブルでの勝金はこの口座から顧客の預貯金口座に送金される。特定金融業務には、銀行法が適用されないので口座を調査することが出来ず、マネー・ロンダリングに悪用される恐れがある。

＊特定資金受け入れ業務

いかなる名義を以てするかを問わず、顧客から手数料を受領し、また顧客に利息を支払ってはならない (IR 整備法 84 条1項)。

＊特定資金貸付業務

カジノ事業者は、①国内に住居を有しない外国人、②カジノ管理委員会規則で定める金額以上の金銭を当該カジノ事業者が管理する口座に預け入れているものに限定して資金を貸し付けることが出来る (IR 整備法 85 条1項)。従って日本人等であっても一定金額以上を事業者が管理する口座に預託していれば、カジノ資金の貸し付けを受けることが出来る。なおカジノ事業者は特定資金貸付契約を締結する時は、顧客の返済能力に関する事項を調査し、その結果に基づいて貸付金額の限度額を顧客ごとに定めねばならない (IR

整備法 86 条1項)。このやり方では、過剰貸し付け、ギャンブル依存症の助長が懸念される。改正貸金業法 (2006) で導入された「総量規制」(年収の3分の1を超える貸付は禁止)は、カジノ事業者には適用されないので過剰貸し付けへの歯止めが無い。

＊両替業務

外国からの顧客に対して、外貨と日本円の両替を行うが、外貨が犯罪によって得られたものである場合、マネー・ロンダリングに悪用される恐れがある。

問題ギャンブラーとカジノ関連犯罪の社会的費用

カジノ関連犯罪等の社会的コストについては Kindt(1994)は、米国イリノイ州に関して「合法化された大規模なギャンブル活動の増加は、州の刑事司法制度のコストに、40～50%の増加をもたらす可能性がある」と述べた。また Politzer, Morrow と Leavey(1981)の分析では、問題ギャンブラーが社会に課す年間コスト (治療費、未返済債務、生産性の損失、等に加え法執行、司法、収監コストが含まれる)は 61,000 ドル (現在の為替レートで 9,516,000 円)で、それほど深刻でない問題ギャンブラーの場合は 26,000 ドル (4,056,000 円)であったとした。

Thompson & Quinn(2000)は、米国サウスカロライナ州の問題ギャンブラーを対象とした研究において、問題ギャンブラー一人当たりの年間社会的コストは 6,300 ドルであり、これに全米の問題ギャンブラーの推

定人数を掛け合わせると、年間 190 億ドルの社会的コストとなり、この数値は政府が全米のギャンブル産業から徴収する年税額を上回る数値となる、と指摘している。

問題ギャンブラーは後半期になると、ギャンブルでの負けとそれに伴う家庭や職場でのストレスによる圧倒的な苦悩に直面する。そして判断力に影響が出るほどに動揺する。問題ギャンブラーが犯罪に手を染めるかどうかは、個人の価値観、信念、正当化、機会、逮捕される可能性、利用可能な選択肢の喪失、あるいは自尊心や身体等を傷つけられる脅し等、の要因に左右されるとしている（Lesiuer 2002）。

▶ IR カジノ宣伝、当会質問・要請と IR 推進局回答

当会からの質問・要請項目	大阪府・市 回答
1. この宣伝施策の全体像についてお尋ねします。 （１）この施策の名称は何で、担当している部署はどこですか。 （２）民間委託のようですが、委託先は何という業者ですか。 （３）委託費用の総額と、①ポスター費用②デジタル掲示板③新聞折込④WEB 特設サイト④それ以外の委託項目それぞれの 2024 年度の執行額、2025 年度の執行予定額と 2026 年度の予算案の額をお示しください。	1. （１） 施策の名称は、大阪 I R 広報企画運營業務です。担当部署は、I R 推進局企画課です。 （２） 受託事業者は、株式会社 J R 西日本コミュニケーションズです。 （３） 各年度の総額は次のとおりです。 2024年度（令和 6 年度）：29,508,600円 2025年度（令和 7 年度）：29,106,000円 2026年度（令和 8 年度）：27,324,000円（予算額） なお、委託内容に対し総額で契約締結していることから、項目ごとの執行額等はありません。 （回答 IR推進局 企画課）
2. 2016 年 12 月、松井一郎知事（当時）は「IR に税金は一切使わない」と公言しました。大阪府、大阪市はこの姿勢を現在も堅持していますか。 3. ポスター、デジタル掲示の目的は何ですか。 4. 折込み広告の目的は何ですか。 5. WEB 特別サイト開設の目的は何ですか。 6. ポスター、デジタル掲示板、折込み広告、特設サイトは MGM 大阪(株)という民間事業者の宣伝に当たります。また、「IR に税金は使わない」発言とも矛盾します。税	2. 大阪府・大阪市はIRの実現を進める自治体として、IRの政策的な意義や効果、懸念事項対策などについて、理解を深めていただくための情報発信を行っているものであり、民設民営のIR事業そのものに対して公金を投じているものではありません。（回答 IR推進局 企画課） 3. 4. 5 IR の実現に向け、大阪 IR の意義や効果、ギャンブル等依存症対策をはじめとする懸念事項や課題に対応する取り組みについて、府民・市民の理解を深めていくことが重要であると認識しています。 大阪府・大阪市では、広く府民・市民を対象にポスター・サイネージ・タブロイド版広報誌等を活用し、ポスター等に記載している 2 次元コードやインターネット検索により、詳細な情報を掲載した大阪府・大阪市のホームページを閲覧いただくことで、大阪 IR についての理解が深まるよう取り組んでいます。（回答 IR 推進局 企画課） 6. 大阪府・大阪市は IR の実現を進める自治体として、IR の政策的な意義や効果、懸念事項対策などについて、理解を深めていただくための情報発信を行っているものであり、民設民営の IR 事業そのものに対して公金を投じているものではありません。（回答 IR 推進局

金を使うべきではありません。見解を求めます。 7. ポスター、折り込みに使われているイラストには最上階にカジノがある高層のホテルが描かれています。現在もこのような高層ビルを建てる計画は維持されていますか。変更になっていたらこのイラストを使うべきではありません。見解を求めます。 8. ポスター等の華やかなイラストなどがカジノへの関心を高め、射幸心をあおり、依存症患者を増やす結果になると思いませんか。理由も示してください。	企画課) 7. ホテル、飲食・物販、カジノ、劇場等から構成される高層の MGM 大阪を建設する計画に変更はありません。 なお、ホームページ、ポスター、タブロイド等に掲載の IR に関する画像は、作成時点でのイメージであり、今後変更が生じる可能性があります。(回答 IR 推進局 推進課) 8. I R の実現に向け、大阪 I R の意義や効果、ギャンブル依存症対策をはじめとする懸念事項や課題に対応する取り組みについて、府民・市民の理解を深めていくことが重要であると認識しています。 大阪府・大阪市では、広く府民・市民を対象にポスター・サイネージ・タブロイド版広報誌等を活用し、ポスター等に記載している 2 次元コードやインターネット検索により、詳細な情報を掲載した大阪府・大阪市のホームページを閲覧いただくことで、大阪 IR についての理解が深まるよう取り組んでいます。(回答 IR 推進局 企画課)
9. 折込み広告の内容について ①大阪 IR カジノは単なる経済成長と区別される「公益性」(府・市民の生活に充実に役立つ)を持っていますか？持っているとお考えなら、府・市民にとってどのような公益性があるのか説明してください。 ②IR 整備法によるカジノ規制について、当会の批判を踏まえた上で以下(一)～(三)の対策を説明してください。 (一)カジノ施設の規模 (二)広告の規制	9. ① I R 事業は、カジノ事業の収益を活用して、I R 区域の整備を推進することにより、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するという公益目的の実現のために、特別に認められるもので、I R 整備法で I R 事業の公益性を確保するために必要な枠組みが整備されています。 大阪・夢洲での I R 立地は、世界中から新たに人、モノ、投資を呼び込むものであり、持続的な民間投資による経済波及効果に加え、幅広い産業分野の活性化など、大阪の経済成長に大きく貢献するものです。 また、カジノ収益の社会還元として、納付金の収入を、ギャンブル等依存症対策の充実などの懸念事項対策をはじめ、子育てや教育、福祉、観光振興、地域経済振興など、住民福祉の増進や大阪の成長に向けて広く活用することにより、府民の暮らしの充実やさらなる都市の魅力と国際競争力の向上を図ってまいります。(回答 IR 推進局 推進課) ②(一)ゲーミング区域の床面積については、I R 整備法第 41 条第 1 項第 7 号及び同施行令第 6 条において、I R 施設の床面積の合計の 3 % を超えないことと規制されています。 (二)20 歳未満の者に対する広告の規制については、I R 整備法第 106 条第 6 項において、カジノ事業やカジノ施設に関して広告するときは、その影響及びカジノ施設の利用とカジノ行為に対する依存との関係に配慮することとされています。

(三)入場等制限(未成年・暴力団関係者、入場料、入場回数、マイナンバーカードによる本人確認) ③第2期大阪府ギャンブル依存症対策推進計画は令和7年度までです。令和8年度以降の計画について、特に㊦「予防啓発授業」と㊧「大阪依存症センター」に焦点を絞って説明してください。	また、インターネット等の媒体を通じた広告については、カジノ管理委員会において、「カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則案に関する意見の概要及びそれに対するカジノ管理委員会の考え方」によると、これらの広告の影響力の大きさを鑑み、IR整備法第106条第9項に定める広告勧誘指針を示し、IR整備法の規制に追加した規制を検討することになっています。 (三) 青少年の入場規制については、IR整備法第69条第1項第1号により20歳未満の者のカジノ施設への入場規制が定められています。また、IR整備法第106条第3項により20歳未満の者に対してカジノ事業又はカジノ施設に関する勧誘が禁止されております。なお、IR事業者においては、警察、自治体等と連携を図りながら、IR区域周辺(夢洲内)においてもパトロール等を推進していきます。 暴力団員等のカジノ施設への入場の禁止については、IR整備法第69条第1項第2号(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から起算して五年を経過しない者)に該当する者のカジノ施設への入場規制が定められています。なお、IR事業者においては、カジノ施設及びその周辺における巡回及び監視カメラによる監視を行うとともに、暴力団員等の排除に当たっては、大阪府公安委員会及び大阪府警察と密接に連絡することになっています。 カジノ施設への入場規制等に関しましては、IR整備法第176条第1項及び第177条第1項において、日本人等に対する入場料の賦課が定められております。また、IR整備法第69条第1項第4号による日本人等に対する一律の入場回数制限や、IR整備法第70条によりマイナンバーカードによる厳格な入退場管理を実施することとされています。(回答 IR推進局 企画課) (回答 IR推進局 推進課) ③㊦「予防啓発授業」について 府教育庁における依存症予防啓発につきましては、平成30年3月に告示された高等学校学習指導要領解説保健体育編において指導内容の一つとして、新たに「精神疾患」が取り上げられ、「アルコール、薬物などの物質への依存症に加えて、ギャンブル等への過剰な参加は習慣化すると嗜癖行動になる危険性があり、日常生活にも悪影響を及ぼすことに触れるようにする。」と記載されたことから、各学校では同学習指導要領に則り、授業をしています。 府教育庁としましては第3期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画に基づき、ギャンブル依存症対策のために、こころの健康総合センター作成の依存症予防啓発ツールを活用するよう周知するとともに、オンラインカジノの違法性についても保護者や、生徒に対し周知を進めております。(回答 教育庁 教育振興課、高等学校課、支援教育課) ④「大阪依存症センター」について 令和8年3月に第3期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画を策定し、「(仮称)大阪府依存症対策センター」については、開設当初から拠点機能を発揮し、よりよい支援が提供できるよう準備チームを立
--	--

④広告裏面の「治安・地域風俗環境対策」についての質問です。IR カジノによって高い確率で発生が予測される以下の事態への対策について説明してください。 (一)マネーロンダリング対策について (二)カジノ関連犯罪の発生についての予測、およびそれが大阪府に与える社会的コストについての予測に関して、外国のカジノ等を参考にしながら詳細に説明してください。また、その対策についても詳細に説明してください。 ⑤ IR 全体の年間入場者数はのべ約 2 千万人とされていますが、カジノに限ると入場者数はのべ何人ですか。その内、外国人と日本人の内訳はそれぞれ何人ですか。この人数（当会の試算では日本人の入場者数はのべ約 1,070 万人）をなぜ公表しないのですか。これは、大阪府・市が、府民、市民の知る権利より、カジノ事業者の利益を優先していると考えますが、見解を求めます。 ⑥カジノ粗利益は約 4,900 億円です。IR 推進局は、この内約 700 億円が販売促進費（入場者を増やすための費用）だと認めています。この巨額の販売促進費について大阪府・市として何の規制もしないのですか。	ち上げ、開設に向けた準備を進めます。 令和 6 年 12 月に公表した「(仮称) 大阪依存症センター機能とりまとめ」に記載した 4 機能（「医療・相談・回復へのワンストップ支援」「普及啓発・情報発信」「調査分析」「人材育成機能」）を踏まえ、基本計画を作成する予定です。 解説に向けて人材確保を進めるとともに、基本計画や試行実施の結果を踏まえながら施設の設計工事や各コンテンツの制作等を行い、令和 12 年度の IR 開業（予定）前年度である令和 11 年度のセンター開設に向けて、必要な準備を着実に進めてまいります。 （回答 健康医療部 保険医療室 地域保健課） ④(一) マネーロンダリング対策については、IR 事業者において、IR 関係法令等を遵守する内部管理体制を構築するとともに、犯罪収益移転防止規定の作成、従業員の教育訓練等を行うことになっています。 (二) 国（内閣府）が行った調査の報告書では、「社会的コストの範囲、」定量化については、各文献で様々な差異があり、確立されたモデルが存在するとはいえない」とされています。 こうしたことから、カジノの設置を原因とする個々の事象を正確に把握し、損失として計上すべき費用を明示することは非常に困難なものと考えています。（IR 推進局 企画課） ⑤ 区域整備計画では、IR 区域への来訪者数として年間約 2,000 万人、またゲーミング施設への来場者数として年間約 1,600 万人を想定しており、その内、訪日外国人旅行者は約 530 万人、国内観光客は 1,070 万人と想定しています。 これらの数値については、これまでに開催した府民向け説明会における質疑応答にて回答しており、府ホームページにおいてもその要旨を掲載しているところです。（IR 推進局 企画課） ⑥「販売促進費」は、IR 整備法におけるカジノ行為関連景品類を指しているものと思われますが、同法 108 条においては、事業者がカジノ行為関連景品類を顧客に提供するに当たっては、その内容、経済的価値又は提供方法が善良の風俗を害するおそれのあるものとしてカジノ管理委員会規則で定める基準に該当することのないようにしなければならないと規制されています。（IR 推進局 推進課）
---	--

⑦日本人のカジノ入場者のべ人数は約 1,070 万人（当会試算）ですが、実人数は何人であると想定しますか。この内、ギャンブル依存症になる来場頻度（年間何回以上）を想定しているのですか。想定しているなら、そのラインを示してください。想定していない場合は理由をお示しください。 ⑧折込み広告の表面の右側「大阪 IR を構成する施設」の記載に「展示ホールの総面積 2 万㎡」とあります。この規模は東京ビッグサイトの 1/5、世界水準の 1/20 に過ぎません。一方広告上部には「世界最高水準の IR 実現をめざし…」との表記があります。現計画の展示ホールは最高水準でないことは明らかであり誇大広告だと考えますが、見解を求めます。実際に最高水準にする計画があれば示してください。 ⑨広告裏面に「依存症対策 世界先進事例に加え、大阪独自の対策をミックスした総合的な取り組みを実施します」とあります。 (一)具体的な国名や施設名を明示すべきです。先進事例を具体的に示してください。 (二)依存症対策で効果をあげているシンガポールなどが念頭にあると思われそうですが、同国の規制は自国民の入場者を 20～30%に制限し、入場税は 18,668 円（大阪の 3 倍）となっているなど大阪のカジノに比べ厳しい規制があります。大阪はこれに比べてあまりにも緩い規	⑦区域整備計画では、IR 区域への来訪者数として年間約 2,000 万人、またゲーミング施設への来場者数として年間約 1,600 万人を想定しており、その内、訪日外国人旅行者は約 530 万人、国内観光客は 1,070 万人と想定しています。 なお、ギャンブル等依存症については、本人の心理的な要因や他のギャンブルの状況など、複合的な要因によることから、「ギャンブル依存症になる来場頻度（年間何回以上）は想定しておりません。 (IR 推進局 企画課) ⑧ 大阪 IR は、最先端で高利便な設備・機能を備えた展示等施設に加え、国内最大規模の国際会議場、最高級の宿泊施設、世界」トップクラスのエンターテイメント施設、商業施設を一体的に備えた日本最大級のオールインワン MICE 施設として、全体として世界最高水準の IR 実現をめざしています。 なお、展示等施設については、開業時は国の基準の約 2 万㎡ですが、開業後 10 年以内に 6 万㎡以上の拡張計画決定、事業期間内に 10 万㎡以上と段階的に整備を進める計画としており、ニーズに応じて常に時代の最先端となる施設・機能・サービスを提供する競争力が確保された最先端 MICE を実現してまいります。(IR 推進局 推進課) ⑨(一) シンガポールにおいては 2010 年にマリーナ・ベイ・サンズとリゾート・ワールド・セントーサの 2 つの IR が開業したが、IR 導入の議論をきっかけにギャンブル依存症対策についても議論が重ねられ、対策の強化が図られました。 具体的には、依存症対策の拠点として国家依存症管理機構、通称 NAMS を 2008 年に設立し、24 時間対応の相談業務や、広報啓発、専門治療など、IR の開業前から国を挙げて依存症対策に取り組んでおります。 こういった取り組みの結果、シンガポールにおけるギャンブル等依存症が疑われる者の割合は、IR 開業前の 2005 年に 4.1%であったのに対し、IR 開業 4 年後の 2014 年には、0.7%まで低減しております。 (二)(三)(四) IR 事業者が行う依存症等対策に関して、まず、IR 整備法においては、日本人等を対象とした一律の入場回数制限や日本人等に対する入場料の賦課、マイナンバーカードによる厳格な入退場管理を実施することになっております。 大阪 IR においては、こうした法規制に加え、IR 事業者の取り組みとして、 ・ IR 区域内における 24 時間、365 日利用可能な相談体制の構築 ・ 訓練されたスタッフによる視認と ICT 技術を活用した問題あるギ
--	---

制です。見解を求めます。 (三)テーブルゲームより依存症になりやすいとされるスロットマシン等が 6,400 台と他国に比べて突出して多くなっています。依存症になる危険性が高くなると考えます。見解を求めます。 (四)この広告の文言だと読者が依存症対策は万全で、カジノに行っても依存症にならないと捉え、依存症患者を増やすことにつながりかねません。見解を求めます。 ⑩IR の収益予想はカジノからが 80 %としています。世界各国のカジノの収益が低迷する中、「世界最高水準の成長型 IR」を達成する具体策が広告では分かりません。具体的に説明を求めます。	ギャンブル行動の早期発見 ・本人申告による賭け金額や滞在期間の上限設定を可能とするプログラムの導入 などを進めていくこととしています。 また、大阪府・市と連携協力体制を構築し、ギャンブル等依存症対策にかかる意見交換・情報共有、カジノ施設において相談に来た利用者を適切な機関につなげる等、互いに密接に連携して行うこととしています。 さらに、大阪府・市においては大阪府域におけるギャンブル等依存が疑われる者等の割合を毎年調査した上で、その低減をめざすことを目標として、区域整備計画にも明記しており、調査結果の推移も検証しながら、着実に対策を実施してまいります。(IR 推進局 企画課) ⑩大阪 IR では、世界最大級となる 1 兆円を超える初期投資により、 ・日本最大級のオールインワン MICE 施設 ・様々な機能を備えるエンターテインメントホテルなどの 3 つの宿泊施設 ・世界的なアーティストによるコンサートや大阪 IR でしか見られないショーなどを催す夢洲シアター ・大阪・関西・日本が育んできた伝統、文化及び芸術等観光魅力について幅広く世界に向けて発信する、ガーデンシアターや関西ジャパンハウス、ジャパン・フードパビリオン等の魅力増進施設 などを備え、魅力あふれる施設となっております。 MGM 社がラスベガスを中心に展開する世界最先端の“WOW”と、大阪・関西が誇る観光・産業・文化にわたる魅力・ポテンシャルを融合させることにより、世界最高水準の成長型 IR を地域とともに創り、育てるとともに、観光産業の高度化、持続可能性の向上に寄与することとしています。 開業後も、施設の修繕、立て替え、コンテンツの更新、追加など、カジノ収益を活用した再投資により、継続的に施設の魅力向上を図り、投資と来場者数増の好循環を形成し、成長型 IR として持続的な発展をめざしていきます。(IR 推進局 推進課)
要 請 1. 折り込み広告の内容はリスクを小さく見せて、メリットを過度に強調しています。当会の批判や質問、要請内容を真摯に受け止め、HP で修正版を掲示してください。 2. ポスター、折り込み広告は MGM 大阪(株)という民間企業の宣伝であり、税金を使ってやるべきではありません。直ちにポスターやデジタル広告を撤去してくだ	1. タブロイド版の広報誌については、IR に関する基本的事項と、特に関心が高い依存症や治安などの懸念事項への取り組み等を上げており、修正などは検討しておりません。(IR 推進局 企画課) 2. 大阪府・大阪市は IR の実現を進める自治体として、IR の政策的な意義や効果、懸念事項対策などについて、理解を深めていただくための情報発信を行っているものであり、民説民営の IR 事業そのものに対して公金を投じているものではありません。 (IR 推進局 企画課)

さい。 3. IR カジノ宣伝施策は射幸心をいたずらにあり、ギャンブル依存症患者を増やすことになりかねません。病者を増やす行政施策は許されません。今後、IR カジノの宣伝を一切しないでください。	3. IR の実現に向け、大阪 IR の意義や効果、ギャンブル等依存症対策をはじめとする懸念事項や課題に対応する取り組みについて、府民・市民の理解を深めていくことが重要であると認識しています。 大阪府・大阪市では、広く府民・市民を対象にポスター・サイネージ・タブロイド版広報誌等を活用し、ポスター等に記載している2次元コードやインターネット検索により、詳細な情報を掲載した大阪府・大阪市のホームページを閲覧いただくことで、大阪 IR についての理解が深まるよう取り組んでいます。(IR 推進局 企画課)
---	---

当会 3/25 提出「質問と要請」への 5/12 IR 推進局回答に対する批判及び疑義

(1) 回答 P13 9.折込み広告の内容について⑤の【質問】への【回答】にかかわって

◆回答にある『ゲーミング施設への来場者数として年間約 1,600 万人を想定しており、そのうち、訪日外国人旅行者は約 530 万人、国内観光客は約 1,070 万人と想定』という事実については、ほとんどの府民が知りません。「大阪の成長に向けて始動 統合型リゾート OSAKA IR」の標題の新聞折り込みチラシや大阪市 HP に掲載されている「統合型リゾート OSAKA IR」の説明にカジノ入場者数についての情報を掲載していないからです。質問は、なぜ、その情報を新聞折り込みチラシや大阪市 HP の「統合型リゾート OSAKA IR」の説明に載せないのですかということでしたが、回答は、それに答えていません。答えてください。

(2) 回答 P14 9.折込み広告の内容について⑥の【質問】への【回答】にかかわって

◆質問は、「700 億円という巨額の販売促進費について大阪府・市として何の規制もしないのですか」でしたが、回答は「カジノ管理委員会規則で定める基準に該当することのないようにしなければならないと規制されています」というものでした。この基準に量的規制はなく、基準に該当するかどうか監督するのは国です。この回答は、「府としては規制はしない」との回答と理解しますが、違いますか。

(3) 回答 P15 9.折込み広告の内容について⑦の【質問】への【回答】にかかわって

◆「日本人のカジノ入場者のべ人数は約 1,070 万人（当会試算）ですが、実人数は何人であると想定しますか」の質問への回答は、「区域整備計画では、IR 区域への来訪者数として年間約 2,000 万人、またゲーミング施設への来場者数として年間約 1,600 万人を想定しており、そのうち、訪日外国人旅行者は約 530 万人、国内観光客は約 1,070 万人と想定しています。」でした、人に着目した実人数を聞いているのに、のべ人数しか答えていません。質問の読み間違いですか、それとも、人に着目した実人数は答えないということですか。

P1 1 (3) の質問に対する回答について

◆3 年間の宣伝総額は 1 億円になります。何故大阪府・大阪市民の税金が反社会的事業を含む民間事業の宣伝に使われるのか納得いきません。

P2 2 の質問に対する回答について

◆IR カジノは反社会的事業であり政策的な意義が不当、民意無視です。

P3 の 3,4,5 と P4 の 6 の質問に対する回答について

◆大阪 IR は MGM 大阪が行う民間事業です。IR の意義や効果等金だけで公共性、公益性がない。反社会的事業カジノで収入の 8 割です。行政が加担すべきではありません。南海トラフも来るのに防災対策をまともにやらず、水道などインフラも日本一耐久年度越えが長い状況です。このイラン戦争と中国との外交の結果もありこんな府民が反対している民間事業に 1 円たりとも使うべきではありません。税金を私物化しています。

反社会的事業とは、匿名流動型犯罪グループの拠点がカンボジアのカジノであるということです。日本の若者がオンラインカジノが原因で犯罪グループに入り、強盗殺人まで多発しています。大阪府が癒着している吉本興業にも公金使い反社会的事業に公金使われているのは安部首相の時からです。公金使うべきではありません。

P5 7 の質問に対する回答について

◆高い建物は建ちません。N 値 0 ～ 5 なので無理です。南海トラフ地震にも液状化により耐えられません。大阪府は専門家による証明を出さず津波のことだけを言っています。。その津波も万博のときのカムチャッカの津波への対応を見た限り不安でしかありません。大阪府市のやっていることはまるで詐欺師行為です。

P6 8 の質問に対する回答について

◆行政がトクリュウの犯罪に加担することになります。ギャンブル依存症の問題よりも大きな社会問題です。戦争外交の失敗で貧困が増える情勢の中、こんな無駄使いやめてください。

P7 9 の質問に対する回答について

◆①②納税は反社の為に金持ちの豪遊のためのものではない。犯罪の金、人が不幸になった金で教育福祉するべきではない。カジノはギャンブル依存症は認めてもトクリュウや犯罪の暗礁になることを認めていない、恥ずべきことです。IR 事業の責任者の横山市長は今被告人なのです。権力で司法をゆがめないでください。局長も被告人になっています。この税金を IR カジノ宣伝に使う問題も訴訟ものです。

P2 2 の質問に対する回答について

◆回答への批判：「民設民営の IR 事業そのものに公金を投じるものではありません」と書いているが、実施協定において IR 用地の土壌改良費として最大 788 億、今後の拡張に対して最大 257 億の公費を投じることが明記されている。

P7 質問 9－①への回答について

◆回答への批判：「財政の改善に資するという公益目的」、「大阪の経済成長に貢献」等、経済成長＝公共性 と述べているが強引かつ誤りである。

『経済社会発展計画』（1967）では、公共性の 3 つの要件として、①生産・消費の一般的・共同社会的条件としての公共性、②受益の公共性、③所有・管理の公共性を挙げているが IR カジノはいずれにも該当しない。

P8 質問 9-②への回答について

◆回答への批判。9-②は（一）、（二）、（三）分かれている。

（一）：IR 整備法 41 条によって、「カジノ施設の床面積は IR 施設の床面積の 3 %を超えない」と言っているが、IR 施設全体の床面積を拡大すればカジノ施設の床面積を拡大することができる。当初の国会審議では上限は 15,000 m²だったが途中でうやむやになった。現在の設計図ではカジノの床面積はすでに 15,000 m²を超えている。

（二）、IR 区域外の広告の禁止について触れていない。IR 区域内でカジノの広告を行うことができるが、IR に入場した子ども達の目に触れる。もっとも影響力がある TV、インターネットにおける広告は現時点で規制が無い。

（三）暴力団員、あるいは暴力団員でなくなった日から起算して 5 年以内の者は入場禁止だが、彼等、特に後者を実際にどの様にして認識し排除するのか？

マイナンバーカードを利用した本人確認を述べているが、マイナンバーカードは金融機関に紐づけられているので、カジノ事業者は本人の金融資産を確認できその範囲内で資金の貸し付けができる。本人確認のためのマイナンバーカードの提示はギャンブル依存症への道である。

P10 質問 9-③への回答について

◆回答への批判： ○府立高校生への予防啓発授業は、保健体育科目で行われ、大項目「精神疾患」の中の中項目「依存症」の中の小項目としてアルコール依存、ドラッグ依存等等と並んでギャンブル依存が取り上げられているに過ぎない。

生徒からのフィードバックも無く、形式的・おざりな授業。

○「ギャンブル依存症」という用語の問題性：カジノを開設して社会的・人工的にギャンブル依存を作り出すという基本的性格を隠蔽し、個人的な病理のもんだいという烙印を押す。

○「大阪府依存症対策センター」

大阪府市は依存症対策の「トップランナー」を目指すと宣言し、「相談・医療・回復のワンストップ支援を享受できる機能を整備」（第 2 期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画）した「大阪依存症対策センター（仮称）」を目玉商品としてきた。しかしここにきて計画の遅れが目立っている。人員規模も決まっておらず、場所も床面積も未定。開設の時期も「IR 開業までに」と実は大雑把。

それよりも驚いたのは、「府によると、現時点ではセンターに治療や入院機能は持たせない見込みで、既存の医療機関との連携が鍵になる」（朝日新聞記事）ということです。「充実したワンストップ機能を持つセンターができるから、カジノを開設しても大丈夫！」と吹きまわっていたのではなかったのか！

P12 9-④への回答について

◆回答への批判：（一）マナーロンダリング対策、（二）カジノが大阪府に与える社会的コストについては、まともに回答していない。再度の検討と回答を求める。この質問はカジノがもたらす犯罪、風紀紊乱等に関するもっとも重要な質問である。

以上



ポスター(駅構内)

IRは、Integrated Resortの頭文字で 統合型リゾートと呼ばれています

大阪IRは、ホテルや国際会議場、展示場、レストラン、エンターテインメント施設、カジノなどが一体となった施設で、MGM大阪株式会社が設置・運営するものです。

民間ならではの自由な発想で、ビジネス客やファミリー層など幅広い層が楽しめる魅力ある施設と質の高いサービスが提供されます。

IRについてのギモン (1)

Q. 大阪府や大阪市がIRを運営するの？

A. IRは、「民営民営」の事業であり、民間事業者であるIR事業者が整備や運営を行います。大阪府や大阪市、第三セクターがIRの整備や運営を行うことはありません。

大阪経済の成長や暮らしの充実につなげます

人口減少や超高齢化が進み、消費・労働力の減少等が懸念される中において、今後の市場拡大など可能性が見込まれる成長産業への注力が必要です。大阪では、これまで訪日外国人旅行者数が全国を上回る伸び率で増加するとともに、旅行消費額も大きく増加してきたところであり、引き続き観光産業には大きなニーズと可能性があります。

世界最高水準の成長型IRの実現を図ることで、成長産業である観光分野の基幹産業化を図るとともに、大阪・関西の持続的な経済成長のエンジンとして、その成長力及び国際競争力を強化し、観光や地域経済の振興、財政の改善への貢献を持続的に発展します。

IR立地による効果・地域への貢献

地域経済への効果(推計)

経済波及効果(消費) ※仮定	雇用創出効果(雇用) ※仮定
約1兆1,400億円/年	約9.3万人/年
地元経済効果(消費) ※仮定	雇用創出(IR施設)
約2,600億円/年	約1.5万人

効果を最大化するための主な取り組み

- イノベーションや新産業の創出支援
- 地元産品の積極的な販路や地域ブランディングの向上
- 質の高い雇用機会の提供や関西の人材基盤強化
- 大阪・関西への投資強化や雇用促進、地域での連携強化(自治体連携プログラムやICT等の総合活用 など)

納付金・入場料の活用

IR事業者から納められる納付金や入場料を、住民福祉の増進や持続的な成長に向けて広く活用します。

収入見込額 ※大阪府・市で均等配分

毎年約 **1,060億円**の収入が見込めます。

(納付金: 約740億円/年 入場料: 約320億円/年)

収入の使途

- チャリティ等寄付金対策、警備力や消防力の強化
- 観光・地域経済・文化芸術の振興
- 子育て・教育・健康・医療等の社会福祉の増進
- 消防やその周辺施設の向上 など

Q. 収入見込額は年間約1,060億円だけと、どんなことができる金額なの？

例えば、

- ・高等学校等の授業料軽減化の前年度比(府)約23億円(令和8年度予算)
- ・0～2歳児の保育料軽減(市)約25億円(令和8年度予算)
- ・道庁・都庁代議政事務(市)約55億円(令和8年度予算)
- ・大阪中之島美術館の整備費用(府)約155億円(事業期間:平成28～令和3年度)など、年間1,060億円以上の、様々な事業の推進に活用できる金額で、増収することなく、民間事業者と新たな財源として確保することを見込んでいます。

パンフレット

大阪の成長に 向けて始動——

総合型リゾート
OSAKA
IR

令和8年(2026年)2月1日 1
大阪府 不大阪市
大阪IRは、大阪府・大阪市・東淀川区にまたがる総合型リゾート施設です。
〒535-0855 大阪市東淀川区北加賀町1-1-4 大阪IR
TEL 06-6710-0235 FAX 06-6710-0238

世界最高水準の成長型IRの実現をめざし、
2030年(令和12年)秋頃の開業に向けて、
公民連携して取り組んでいます。

- IRは、ホテルや国際会議場、展示場、レストラン、エンターテインメント施設、カジノなどが一体となった施設で、「統合型リゾート」と呼ばれています。
- 大阪IRは、MGM大阪(株)が設置・運営し、ビジネス客やファミリー層など幅広い層が楽しめる魅力ある施設と質の高いサービスが提供されます。

新しい出会いと体験の舞台・大阪IR



新しい出会いと体験の舞台・大阪IR

- 1 国際会議場施設 及び 展示等施設
国際会議場施設で約12,000人以上を収容
展示ホールは約2,500㎡
- 2 魅力増進施設
日本の伝統的工芸文化や
大阪・関西の食文化等の魅力を発信
- 3 送客施設
大規模なバス・タクシー等を整備
国内外・関西・日本各地に観光客を送出
- 4 宿泊施設
多様な利用ニーズに対応した特色ある
3つのホテルの総客数は約2,500室
- 5 束の帯及び 滞在型施設
約3,500席の宴会ホールを
新しいエンターテインメントを世界に発信
- 6 カジノ施設
遊びの目的の娯楽施設の下で
公正・適正なカジノ事業を運営

夢洲における国際観光拠点の形成に向けて

- 夢洲においては、第1期から第3期までの開発を進め、2025(令和7)年12月25日(金)に大阪IR(第1期)の建設工事に着手しています。
- その後、第2期では万博の遺産を活用した複合型施設を、第3期では新しい観光型施設を、夢洲に建設していきます。



新聞折り込み

懸念事項の最小化を図ります

キャンセル等依存症対策

世界の先進事例に加え、大阪IR間の対策をミックスした総合的な取組みを構築します

IR整備法によるカジノ規制

- カジノ施設への入場料の課税(1回6,000円)
- 顧客は本人確認(マイナンバーカードを利用した入場前等)
- 本人・家族等の申出による利用制限措置
- 入場者人数の制限(7日間:3回、28日間:10回)
- 広告動員規制(1区以外での広告物表示の禁止等)
- ゲームエリアはIR施設の床面積の合計の3%以内 など

IR事業者の対策例

- 最先端のCT技術の活用等による厳格な入場管理
- 依存防止プログラムや相談機関等の普及啓発のためのウェブサイト等の取組
- 24時間・365日利用可能な相談体制等の構築
- 相談にCT技術を活用した問題あるキャンセル行動の早期発見
- 賭け金額や滞在時間の上限設定を可視にするプログラムの導入 など

大阪府・市の対策例

- 悩みを抱える方へのワンストップの支援体制として「(仮称)大阪依存症対策センター」を設置
- 若年層向けの予防啓発
- 身近な相談拠点での相談対応
- 専門治療プログラムの普及支援
- 行政と民間団体の連携による回復支援 など

治安・地域風俗環境対策

警察力の強化を要する上で、IR事業者との適切な役割分担のもと、対策に取り組めます

IR事業者の対策例

- カジノ施設への暴力団員等や20歳未満者の入場禁止
- マネーローニングや貸付や貸付的助金の排除
- テロ対策やサイバーセキュリティの確保 など

大阪府・市の対策例

- 夢洲における警察官等の配置や所轄の警察官の増員
- マネーローニングや貸付や貸付的助金の排除
- 夜間徘徊や暴走活動による青少年の保護 など

大阪経済の成長や暮らしの充実につなげます

IR立地による効果・地域への貢献

- IR事業の投資計画等
- 初期投資額:約1,365.130億円(概算)
- 年間売上:約5,200億円
- 年間従業員:約2,000万人



経済波及効果(推計)※

- 経済波及効果(推計)※
- 約1,361,400億円/年
- 約9.3万人/年
- 雇用創出(IR施設)
- 約2,600億円/年
- 約1.5万人
- ※ 仮定値

地域経済への効果(推計)

- 観光・地域経済・文化芸術の振興
- 子育て・教育・健康・医療等の社会福祉の増進
- キャンプや等依存症対策、警察力や消防力の強化
- 夢洲やその周辺の魅力向上 など



収入の使途

納付金・入場料の活用

- IR事業者から徴せられる納付金や入場料を、住民福祉の増進と持続的な成長に向けて広く活用します。

収入見込額

※大阪府・市で9割配分
毎年、約1,060億円の収入が見込まれます。

大阪IRの詳細な情報については、IR推進局のホームページをご覧ください。

大阪IR

検索

詳しくはこちら

